

令和5年3月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和5年3月9日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	議案第 5号	令和5年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一括)	
第 3	議案第 6号	令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算		
第 4	議案第 7号	令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算		
第 5	議案第 8号	令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算		
第 6	議案第 9号	令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算		
第 7	議案第10号	令和5年度大竹市土地造成特別会計予算		
第 8	議案第11号	令和5年度大竹市介護保険特別会計予算		予算特別委 設置・付託
第 9	議案第12号	令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算		
第10	議案第13号	令和5年度大竹市水道事業会計予算		
第11	議案第14号	令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算		
第12	議案第15号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算	(原案可決)	
第13	議案第19号	地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
第14	議案第21号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
第15	議案第22号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について		総務文教
第16	議案第27号	大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
第17	議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について		
第18	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について		
第19	議案第33号	令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）		
第20	議案第18号	大竹市子ども医療費助成条例の制定について		
第21	議案第20号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について		
第22	議案第23号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)	
第23	議案第24号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)	
第24	議案第25号	大竹市認定こども園設置条例の一部改正について	(原案可決)	

	て	
第25	議案第26号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第26	議案第29号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	生活環境 (原案可決)
第27	議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第28	議案第32号 市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第29	議案第34号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第30	議案第35号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第31	議案第36号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	(原案可決)
第32	議案第37号 権利の放棄について	(原案可決)

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第5号から日程第12 議案第15号(一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第13 議案第19号から日程第19 議案第33号(報告・表決)
- 日程第20 議案第18号から日程第32 議案第37号(報告・表決)

○出席議員(16人)

1番 賀屋 幸治	2番 末 広 天 佑
3番 藤 川 和 弘	4番 原 田 孝 徳
5番 小 中 真樹雄	6番 中 川 智 之
7番 小田上 尚 典	8番 北 地 範 久
9番 西 村 一 啓	10番 和 田 芳 弘
11番 網 谷 芳 孝	12番 児 玉 朋 也
13番 山 崎 年 一	14番 日 域 究
15番 細 川 雅 子	16番 寺 岡 公 章

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	佐 伯 和 規
市 民 生 活 部 長	中 村 一 誠
健康福祉部長兼福祉事務所長	三 原 尚 美
建 設 部 長	山 本 茂 広
建設部地籍調査担当部長	小 田 健 治

上 下 水 道 局 長
消 防 局 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自 治 振 興 課 長

古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
前 田 新 吾
神 代 亨

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

三 上 健
北 修 治

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、お知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。御理解と御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第88条の規定により議長において、16番、寺岡公章議員、2番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 5号 令和5年度大竹市一般会計予算

議案第 6号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 7号 令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 8号 令和5年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 9号 令和5年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第10号 令和5年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第11号 令和5年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第12号 令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和5年度大竹市水道事業会計予算

議案第14号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第15号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第5号令和5年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第15号令和5年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月7日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

15番、細川雅子議員。

〔15番 細川雅子議員 登壇〕

○15番（細川雅子） おはようございます。15番、清誠クラブの細川雅子でございます。

今回の一般質問は、みんなでつくるまちづくりの現状と課題についてをテーマといたしました。

私たち議員にとって、3月議会は新年度予算の審査を通してまちづくりの現状と課題に向き合う、いつも以上に緊張感のある議会です。一昨日の一般質問では、先輩議員、同僚議員から、市民自治や自分ごととして向き合うといったフレーズで、これからのまちづくりにおける議論がなされました。今日の私の質問も同じ方向を向いていると思っております。

す。どうぞよろしくお願いします。

私たちが、「笑顔・元気♥かがやく大竹」をキャッチフレーズにして、幸せあふれるまちをみんなで作ると決意したのは2年前です。最近になって、みんなで作るの精神がちゃんと生きているのか心配になる出来事があり、もしかしたらみんなで作るのは掛け声だけではなかったのかと心配になってまいりました。

今回の質問では、まちづくりの基本構想にある、みんなでの到達点や課題、これからについてお尋ねしたいと思います。みんなではいいましても、赤信号、みんなで渡れば怖くないといった意味のものとは全く違いますので、誤解のないようお願いいたします。

お尋ねしたいことを7つに整理しました。

最初に、まちづくり基本構想の再確認です。まちづくり基本構想は、私たちが実現したいまちの姿です。第5次総合計画までは10年を目標単位にしておりましたが、今回は目標期間を定めておりません。そして、実現したい姿を具体的にするために、8つの幸せを示しました。豊かな自然と共存できる幸せとか、子どもが健やかに育つ幸せなど、どれを見てもこんなふうに幸せあふれるまちになればいいなというものです。そして、この夢をかなえていく力になるのがみんなの力です。さて、ここで主体となってくるみんなとは、誰のことを言っているのでしょうか。市長のお考えを確認したいと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

2点目です。みんなで作る、の到達点です。基本計画の施策体系を見ますと、6-1、市民と行政の協働による地域づくりのページがありまして、自治活動やコミュニティ活動の活性化が施策として挙げられておりますが、これも狭い意味でのみんなで作るだと思っております。施策全体で市民との協働はどのようになされているのでしょうか。基本計画、実施計画、4年間の中間点に立って、現状の評価と次の2年に向けての課題などについてお尋ねいたします。

3点目が、市民力です。基本計画の中で、市民力という言葉が何度も出てまいります。自分たちのことは自分たちでやろうとする力といった解説があります。みんなで作る力とも言い換えることができると思いますが、市民力がついたとか市民力が高まったとか実感するのはどういったときでしょうか。具体的に教えてください。

4点目です。行政と市民との関係です。みんなで作るまちづくりで、行政と市民との関係はどのような形になっているのでしょうか。それぞれの役割があるのでしょうか。行政としたら何ができるのか、市民に対してどのようなことを期待しているのか、そして、行政と市民はどのような関係でありたいのか、市長のお考えをお聞かせください。

5点目です。最近、コロナの感染も若干落ち着いてまいりまして、私どもも市民の皆様と対話する機会が増えてまいりました。その中で肌で感じたことがあります。地域の皆様から、市は何もやってくれない、何も提案してくれない、地域に来てくれない、これは議会も同じだといったお言葉を聞く機会が増えたような気がいたします。以前からこの類いの発言はなかったわけではございません。ですが、このたびコミュニティ活動の要の方々から聞いた言葉には、少なからず衝撃を受けました。

市と市民との関係は、市ができること、市民が得意なことをお互いに理解を深めながら

一緒に考えて行動することができる関係の構築、これらを目指してきたと思っていたのですが、私の勘違いだったのでしょうか。これらは高齢化も原因の1つにあるのかもしれませんが、市民は要望して行政がやる人といった、市民と行政との構図が再び強固になってしまっているのではないかと、市と市民との溝が深くなってきているのではないかと危惧しております。実際のところ、市長はどのように感じておられますでしょうか。

6つ目です。それでは、何で溝が深まってしまったのかを考えてみました。これは、1つには行政側と市民との接し方にも原因があるのかもしれませんが、事業を実施する際に、みんなで作るの視点をどのように入れておられますでしょうか。みんなで作るの視点から事業評価をしていただけるのでしょうか。これらの視点を入れることで現場の意識が変わって、市民との接し方も変わってくるのではないかと思います。

以前つくった第5次総合計画・基本計画には、市民が担うこと、市が担うことが分かりやすく表記されていました。これからはこの部分を少し発展させ、意識づけのために評価の項目を追加することは可能ではないでしょうか。その点、考えていただけますでしょうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

最後に、少し明るい兆しにも目を向けたいと思います。

私が知っている数少ない例ではございますが、例えば介護予防の点では、地域の中で百歳体操などの会とか地域サロンの会がたくさんできていると聞いています。また、障害者福祉に関することでは、自立支援協議会を立ち上げまして、それぞれの部会の中で特に、当事者団体が中心の動きが活発になっていると聞いております。また、公民館を拠点とした社会教育の成果である自主的な活動もございますし、地域における共助としての自主防災組織の活動、こちらは一昨日の同僚議員による一般質問でもたくさん紹介されました。

そして、私が一番うれしいと思うのは、女性たちが軸になっている起業とか、公民館を使ってカフェを開いて生き生きと活動しているのが大変うれしく思っております。これらのことは私以上に、行政現場ではそれぞれの部署とかで多くの気づきがあると思います。ぜひ紹介していただければと思います。そして、こういった市民の活動、これらと今後どのように関わっていこうと考えているのか教えてください。

以上7点、1点目、幸せづくり未来宣言の、みんなで作るについて。2点目、みんなで作る現状の評価と課題。3点目、市民力について具体的にお願いしたい。4点目、行政と市民との関係、役割。5点目、市民と市との間にある溝について。6点目、評価項目に新たにみんなでの視点を追加しないかどうか。7点目、市民の中にある新たな息吹と今後の市と市民との関わり方についてお尋ねしました。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 幸せの感じ方やよいまちの定義は、人それぞれでございます。市民の皆様方の力を最大限にいただいて行政も頑張り、大竹市がよいまちだ、大竹市が大好きだと何十年先でも皆様に自信を持ってそう言っていただけるまちにしていきたいとの思いを込めまして、皆さんとともに大竹市まちづくり基本構想を策定させていただきました。御

質問ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

大竹市まちづくり基本構想とは、議員御承知のとおり、おおむね30年後を想定しつつ、期間を定めずに将来にわたって実現したいまちの幸せを描き、その実現に向けて市民の行動規範である大竹市民憲章も踏まえた幸せづくりの未来宣言をすることで、まちづくりの将来像を示すものでございます。

その前提として、市民の皆様がさまざまな場面でまちに愛着心を持ってくださることで、まちをよくしたい、まちづくりの力になりたいという思いが生まれることがキャッチフレーズの、「笑顔・元気♥かがやく大竹」の実現につながると考えています。

そのため、基本構想を実現するための中期計画である第1期大竹市まちづくり基本計画では、基本構想で示した8つの幸せにつながる施策を6つの分野ごとに定め、それぞれの施策に成果指標を定めるとともに、毎年度更新する実施計画では、基本計画の各施策の取り組みの方針に沿った事業内容となっているかを検証、評価し、次期実施計画の策定と予算編成につなげていくというPDCAサイクルで取り組んでいます。

現在、4年間の計画期間である第1期基本計画の2年目を終えようとしていますが、現在の課題などを踏まえて、令和7年度からの次期基本計画において、重点施策などをどのように設定し、どのような生活指標を設定するかを検討しているところです。

第1期基本計画では、まちづくりの原動力としての市民力を挙げています。冒頭にも少し触れましたが、子供世代、若者世代、大人世代、それぞれの年齢段階でまちへの愛着心を持ってもらい、その愛着心が循環していくことが市民力の向上を生み、よりよいまちづくりにつながっていくという考えによるものです。

その中には市民自身による行動、行政との協働の視点なども含まれますし、何よりもまず、行政が基本構想が目指す姿を実現していくための施策をしっかりと実行し、市民の皆様が愛着心を持てるようなまちにしていくことが重要と考えています。

先ほど述べた施策、事業のPDCAサイクルによる検証、評価には、そのような取り組みになっているかを精査する意味もあります。平成23年3月に策定した第5次大竹市総合計画わがまちプランでは、市民主体のまちづくりをよいまちの実現のための重点取り組みに位置づけ、定着を図りました。現在の基本構想・基本計画においても、その理念は踏襲しており、市民の皆様のご努力、協力が大きな力になっていると感じています。

特に第1期基本計画では、市民と行政の協働による地域づくりの施策の成果指標として、自分もできれば何か地域の役に立つようなことをやってみたいと答えた人の割合や、市民力の基盤となる大竹市に愛着や誇りを持つ人の割合を挙げています。

今年度実施した幸せ実感大竹まちづくりアンケートでは、何か地域のためになる活動をしている、または現在はしていないが、今後、地域の役に立てるようなことをやってみたいと答えた人の割合は65%近くに上り、市民の皆様のご意識の高さが伺える結果となりました。市民の皆様との協働の視点から、市民の皆様のご意見を直接伺うことは重要であり、アンケートの実施や地域に出向いての意見交換、さらに自治会や社会福祉協議会、商工会議所など、市民の皆様にご身近な各種団体とも連携しながら、市民ニーズの把握、反映に努

める必要があると考えています。

一方で、限られた人員の中で日頃から職員が地域に出向いて市民の皆様の声を直接伺うことが難しく、また、一人一人異なる御意見や御要望を集約することが困難とも聞いています。高齢化などで地域コミュニティの維持が大きな課題となる中で、市民の皆様との協働のあり方、行政の役割などをどのように捉えて行政運営を行っていくべきか、まさにみんなで作るまちづくりのあり方についてしっかりと考えていき、次期基本計画にも反映していきたいと思ひますし、行政自らが市民の皆様働きかけていくことについても、それぞれの部署において基本構想や基本計画の理念を踏まえ、必要に応じて取り組んでいきたいと考えています。

最後に、市民力とは全ての世代の力の集合体ですが、その中でも若い力はいつの時代もまちを動かす大きな要素です。若い世代が仕事や活動などを自由にやりがいを持ってできるようなまち、チャンスの多い魅力あるまちになるよう取り組んでいきたいと考えています。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 市長、ありがとうございます。

市長の御答弁を要約させていただくと、現在、4年間の基本計画・実施計画の中間点に立っているのので、2年後に向けて、例えば評価指標あたりの見直しとか今後の事業にどのように入れていくかを、次の第2次基本計画に向けてしっかりと精査し、考えていきたいというふうに要約できたかと思ひますが、違ったらまたお願いします。

それでちょっとばつくりと、あまり具体的な中身に踏み込んでいただけていなかったのので、例えば市長がいろいろと市民の皆様と接するときに、例えば市民の皆さんの市民力の向上とか、若い方が市に愛着を感じてくれて活動していただけるあたりで、何か気づきとかそういうようなものを感じておられて、それを職員の皆さんと共有できるような、そういった工夫というのをされていたら紹介していただきたいんですが、これを1つお願いします。

それと指標の中で、現在何か役に立つことをしてみたいと、市民の皆さんの中で、そういう方が65%いると御紹介がございました。これは以前から大竹市民ってすごくボランティア精神に富んでいるというか、やっぱり何か小さなことでもいいのでお役に立つようなことが自分にもできたら、それをしてみたいという方が思ひのほかたくさんいらっしゃるという印象は持っておりますが、それが現実に、その一人一人の思ひが何かの形につながって実際の行動に結びついているみたいな、そういうところについてはどのように評価しているのか、この2点を教えてください。

○議長（賀屋幸治） 執行部の皆さんにちょっと確認したいんですが、今、細川議員の質問は非常に分かりやすく1番から7番まで具体的な質問をされたんですが、その1番から7番までの具体的な分かりやすい答弁というのはできないんでしょうか。

企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 1点目は、市長が感じた市民力の具体例ということでござい

ましたが、ヒアリングを受けまして、その後、企画財政課長として市民力を感じた事例をちょっと挙げてみましたので、紹介したいと思います。

非常にたくさんあったと思います。例えば、三倉岳に愛着心を持ったボルダリングの愛好家の方々が自主的に集まって新たなイベントの開催やガイドブックの発行をし、さらに皆さんで清掃活動を行われたと聞いております。また、大竹、小方、玖波などの伝統的な地域の秋祭り、また、先日はひな流し行事というのも行われていたと思います。そして、歴史研究会、手すき和紙保存会、谷和神楽団、子供食堂や健康マイスターの健康づくりの取り組み、各種の地域ボランティア活動、市内の企業や学校の取り組み、防災の取り組みなど、私が思いつく以上にさまざまなことがあると思いますし、こういった行事に市長が出席されれば、毎回庁議の場で訓示として皆さんに伝えていただいております。

2点目は、市民の声をどう施策につなげるかというところだったと思います。

一昨日の寺岡議員の質問に対して市長が答弁されたことと少し重なるところもあるんですが、これまで活気ある地域では、まちに愛着心があるキーパーソンがおられて、その方がたくさんの人とつながって1つの輪をつくって、人と人のつながりが市民力を高めて、そして、自分たちのまちは自分たちでつくるという気持ちでもって、魅力ある地域をつくり上げていただろうというふうに思います。

残念ながら人口減少、高齢化、定年延長などでそのキーパーソンとなり得る人が少なくなって、それに加えて新型コロナウイルスによって人と人のつながりまで寸断されてしまったように思います。

このことは本市だけのことでなくて、全国的な地域課題であるというふうに我々も受け止めております。ただ、これ大分収束しております。これから、各課においても、イベントや介護など地域の方々と直接お会いして接する機会も増えると思います。そういうところで吸い上げながら、行政としてどういったことの支援ができるのか、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 1点目の、市長がいろいろと感じられたことは庁議の中で共有していらっしゃるということなので、できるだけ全市的に、行政の中でも共有していただくことができているかなと思いました。

ただ、今度は逆方向ですよ。市長が感じてみんなに共有する。あとはやっぱり現場で実施に市民の皆さんといろいろ苦労しながらいろんな事業をしていらっしゃる方が、その市民との間で得た学びとか体験とかいうのを、自分のところの担当のところだけにとどめるのではなくて、それはもうちょっと全体に共有できるような場があると、みんなでよりよい体験が共有化されていくのかなというふうに思います。

それがちょっと私、さっき評価の基準に、みんなでつくるを入れていって見たらどうかというような提案をさせていただいたんですけれどもね。つつい皆様、自分の仕事が大変だとか、いいことはあっても仕事に追われたりとかして共有化できるという作業がしにくいのかなというふうに思ったものですから、これは意識してやらないとできないと思

っておりますので、第2期基本計画、実施計画に向けてはいろいろとその辺も考えていただくという御答弁だったというふうに受け止めておりますので、しっかりとお願いいたします。

それで、これ私自身もボランティア活動に、自分自身も団体に入ってみたりとか、また、同じようにやってくださっている方の友達がいたりとかしてるんですけど、先ほど、市民の中にキーパーソンとなって、それを横に広げて時間も広げてというような御紹介もいただいたんですけど、1つ1つが孤立していると、その団体の個別事情がありますので、うまくいかなくなると、どっちかという活動が終息する方向に行ってしまうたりとか、それがほかに同じような思いを持っている方につながらないとか、そういうこともあると思いますので、そこをどう行政が踏み込んで支援をしていただけるかということだと思うんですね。

実は去年の一般質問のときにも、コロナによってまちの中の市民活動が非常に厳しい状態になっているところをどうしていくのかといったような趣旨の質問をさせていただいているんですけども、そのときに言われて気がついたのが、ずっと市民の思いのある方たちに働きかけをしてアドバイスをしたりとか、応援をしたりとか、そういう形で行政サイド、社協であったりとか商工会議所であったりとかいろいろあると思うんですけど、そういう働きかけをしているところは、コロナの中でもそんなにしぼんでないというのが私の印象だったんですね。

もう激減してるかと思って、特に高齢者関係のところは、そう思ったら意外とそうでもない。要するに働きかけかなと。同じように社会教育のところでも、もうみんな集まれないから、もうどどんしぼんでいってしまっているのかなと思ったら、そうでもない。コロナの中でも公民館に集まっている方たちが公民館のお祭りをしようとか、そういう動きが、元気があるところもある。

やっぱり働きかけの問題かなと思っておりますので、その辺についてどのように働きかけをしていくか、そこをしっかりとさせていただきたいんですけど、ちょっとそれで実は気になるところがあるんですけども、令和5年度はいろんな計画づくりがあるとの、先ほど紹介がございました。障害者福祉計画とか介護保険計画の第9期ですかね、それとか健康21、健康増進計画ですか。ほかにもいろいろと計画づくりをして、行政を計画的に進める中で計画をつくるんですけども、委託をほとんどのところがするのではないかと思うんですよ。そのときに、皆さんはみんな、例えば計画の中に市民の声をどう入れていくのかとかいうのが分かっているけども、委託先まではなかなかそれが伝わらないのではないかと、そういう心配があるんですけど、その辺は委託をする際にどういった点を注視して委託をするのかというお考えがあったらお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 何点か福祉関係の計画を挙げていただきましたので、お答えをいたします。

具体的にということなんですが、これは計画を発注する際に仕様書というものをつくりまします。そして、入札をしてもらうということになりますので、具体的にこういうアン

ケートをしてくださいであるとか、こういう方々から御意見をいただいってくださいというのは仕様書の段階でもう固めておりますので、そのあたりをできると思われた業者の方が手を挙げてくださいます。実際に契約をするという段階になりましたら、具体的にどういふところとお話をしていくんだということもちゃんと話していきますので、そのことはきちんと伝わっていきけると思っております。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） しっかりと、みんなで作るの視点を入れながら計画もつくっていただけのようなところに委託をしていただきたいし、つくっている途中でもしっかり相談に乗りながらいい計画をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日はざっくりと基本構想、まちづくり計画について市長にお話を伺いました。なかなか難しい視点で、具体的にどうなっているのかと言っても難しいとは思いますが、ただ、このたびちょっと、やっぱりまちづくりしようよ、が掛け声だけになってないかというのがとても気になりました。

頭の中では分かっているけれども、それを実際の行動の中でどうしていったらいいのかというのを、多分現場の皆さんはいろいろ工夫をしたりとか、お互いに相談をしたりしてやっているとは思いますが、やったことがやっぱり目に見える形でみんなと共有されないとそこだけの努力に終わってしまうので、市長の思いを皆さんにも共有されているということですが、現場の思いも逆にみんなと共有できるような、そういうふうな仕組みづくりをやっていただきたいと思います。

ちゃんと仕組みができれば、仕組みつくって回すまでは大変かと思いますが、その後の作業はしっかりと仕組みに乗ってみんなが考えて、そこに中身を入れていけばいいことですので、進んでいくと思います。やっぱり一番残念なのは、いろいろと市民の皆様は思いがあったり発想があったり努力をしたりして、全部が全部ボランティア精神だけではなくて自己実現のための活動もたくさんあるとは思いますが、何かをやりたいけど一歩踏み出せない人のためには、ほかの人がやっているということが参考になるというか、勇気づけになると思います。

ちょっとさっき、女性で起業していらっしゃる方がいろいろと、とても増えているような気がしてうれしいという話をしたんですけど、すごいそういう方たち、自分のネットワークをたくさん持っていらっしゃるようで、一人でとか二人ぐらいでいろいろと楽しそうにやっっているから、何でこんなことができるのって聞いたら、いやいや、もう人生短いから今やらなくてはできなくなるといったという感じで、そういうのをその自分のネットワークの中でいろいろ話を聞いて、それでまた自分もやってみよう。困ったときにはそういう人に手伝ってもらってという感じで、すごくその網が広がっているというか、すごいなど。こういうのをもうちょっと行政も真似するというか、できていっただけでもっと市民活動は広がっていくんじゃないかというふうに思っております。とても学ぶことが多いです。だからそういった人にももっとまめに行政も学んでいただきたいなというように思いがあって、今回この質問にいたしました。

いろいろと現場は大変かと思いますが、その先にはみんなの幸せが待っているというふ

うに思って頑張っていたきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、4番、原田孝徳議員、6番、中川智之議員、8番、北地範久議員、9番、西村一啓議員、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員、14番、日域究議員、15番、細川雅子議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第19〔一括上程〕

議案第19号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第22号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第27号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第33号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）

○議長（賀屋幸治） 日程第13、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和5年2月27日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                                        | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------------|-------|
| 議案第19号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について        | 原案可決  |
| 議案第21号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について      | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について        | 原案可決  |
| 議案第27号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第28号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                   | 原案可決  |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                      | 原案可決  |
| 議案第33号 | 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）                      | 原案可決  |

令和5年2月27日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

〔総務文教委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○総務文教委員長（児玉 朋也） それでは、2月27日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、同日委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第19号地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「予防接種健康被害調査委員会の委嘱の状況と活動内容について伺う。また、新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種で後遺症はあるのか伺う」との質疑に対しまして、「予防接種健康被害調査委員会の構成員は、広島県が推薦する医師と保健所長及び大竹市医師会から推薦を受けた医師で、現在、3名の方に委嘱している。今回は新型コロナウイルスワクチンに関して申請が2件出ており、その申請を審査して、現在は県を通して国に申請している状況である。今後、予防接種健康被害調査委員会で国が適用の認定をした場合は、申請者の状況に応じて今までの医療費

などの手当について国から通知があるので、大竹市が手当をしていく流れになる。また、新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種について健康被害の報告はない」との答弁がございました。他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「期末手当支給割合が、1.2月から1.225月、年間2.4月から2.45月に引き上がるが、この引き上げは来年度からなるのか伺う」との質疑に対しまして、「会計年度任用職員の任期は1年度単位であることから、給与の改定があった場合、翌年度において反映することとしており、今回の期末手当の引き上げについては来年度からとなる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、本件では、「公共的施設の整備を必要とする事情の消防・災害対策の中で、第8分団の消防ポンプ積載車を更新整備するとあるが、この整備による他の分団の車両更新の整備の影響について伺う」との質疑に対しまして、「川手地区の車両の整備を令和6年度に予定していたが、令和5年度に整備する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第9号）でございますが、本件では、まず、「債務負担行為の補正でマイナンバーカード交付円滑化に要する経費があるが、現在の交付率について伺う」との質疑に対しまして、「1月31日時点の交付率は、全国が60.1%で、大竹市が66.2%である。また、大竹市の申請率については1月31日時点で77.6%である」との答弁がございました。

次に、「債務負担行為の補正の変更で、地域公共交通整備に要する経費が214万円増額している理由について伺う」との質疑に対しまして、「こいこいバス等の老朽化による修繕費の増額などが理由である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第32〔一括上程〕

議案第18号 大竹市子ども医療費助成条例の制定について

議案第20号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第23号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第25号 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について

議案第26号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第29号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第30号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

議案第34号 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第37号 権利の放棄について

○議長（賀屋幸治） 日程第20、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてから、日程第32、議案第37号権利の放棄についてに至る13件を一括議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究委員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和5年2月27日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第18号 | 大竹市子ども医療費助成条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第20号 | 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第23号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第24号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 大竹市認定子ども園設置条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第26号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第29号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第30号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第32号 | 市道路線の廃止及び認定について | 原案可決 |
| 議案第34号 | 令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第35号 | 令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第36号 | 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

| | | |
|--------|-----------|------|
| 議案第37号 | 権利の放棄について | 原案可決 |
|--------|-----------|------|

令和5年3月1日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

〔生活環境委員長 日域究議員 登壇〕

○生活環境委員長（日域 究） それでは、2月27日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案13件につきまして、3月1日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてでございますが、本件では、「一部負担金の500円について他市町の状況を伺う」との質疑に対しまして、「県内市町の一部負担金については、500円の負担としている市町が大多数であるが、一部の市町で初診時に500円ではない金額を求めている」との答弁がございました。

また、「今後の財源の考え方を伺う」との質疑に対しまして、「財源であるにここに子ども基金については、年齢要件を拡充せず基金の積み増しをしない場合、令和13年度まで運用できるとしていたが、年齢要件を拡充したことにより運用できる期間が令和10年度までになる見込みである。その後は、例えば空母艦載機交付金を新たに基金に積み増しすることも考える必要がある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「出産育児一時金を総額50万円に増額することのことだが、出産にかかる平均的経費は幾らか伺う。また、休日や夜間に出産した場合、料金が上がるが、加算措置はないのか伺う」との質疑に対しまして、「令和5年1月16日に開催された社会保障審議会医療保険部会で使用された資料によると、48万円が令和4年度の全施設平均出産費用の推計額とされている。また、夜間や時間外で加算された部分は医療機関の自由診療の部分となっており、各医療機関で異なるため、追加の支給は考えていない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号権利の放棄についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正についてでございますが、本件では、「設備の改善について確認をどのように行うのか。また、罰則規定はないのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市児童福祉施設指導監査実施要綱に基づく指導監査または大竹市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく報告や立ち入り調査によって確認をすることになる。なお、改善に問題があれば指導等もできることになっている。罰則については、児童福祉法に基づき市が定期的に行う施設の指導監査などを行い、基準に達していない場合には、まず、文書による指摘を行い、改善報告書の提出を求める。報告書が提出されない場合、あるいは改善の意思が見られない場合は、改善勧告を行い、さらにそれに従わない場合は、改善命令を行う。また、基準が守られていないことが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、事業の制限または停止の命令を行うことができる。さらに重大な基準違反ということになれば、事業の認可の取り消しの対応をとることになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、「特定地域型保育事業とはどのような事業か伺う」との質疑に対しまして、「子ども・子育て支援法では、特定地域型保育事業という言葉が使われているが、児童福祉法の中では、同じ事業として家庭的保育事業等という言葉が使われている。基本的に同じものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市認定こども園設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「コミュニティサロン玖波だけ指定管理者が変わるとのことだが、事業内容に変更があるか伺う」との質疑に対しまして、「議会の議決を前提としてシルバー人材センターと協議を重ねており、管理運営については、基本的にこれまでのやり方を踏襲していくということを確認している。また、現在、コミュニティサロン玖波に勤務している多くのスタッフの方がシルバー人材センターに登録することにより、引き続きコミュニティサロン玖波での就業を希望されており、利用者の方はこれまでと同様の環境で施設の利用が可能である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決してお

ります。

続きまして、議案第32号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では、「農道から市道に変更する理由及び市道になることによって管理に変更があるか伺う」との質疑に対しまして、「このたび市道認定をしようとする道路は、現在、農道として管理しているが、道沿いに農地はあるものの耕作者が減少しており、レジャーや生活など一般道路として利用する割合が多くなっているため、市道として管理しようとするものである。また、農道として管理を続けると、台風や豪雨などで道路が被災しても、耕作地が少ないこともあり、災害復旧費に対して国からの補助が受けにくくなっている。今後、市道として管理しても整備や維持管理については、基本的に今までと変わることはないが、道路が被災したときには国から公共土木施設災害復旧事業費に対して補助を受けられることがある」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「電気代の高騰による補正との説明があったが、具体的な金額を伺う」との質疑に対しまして、「昨年度の委託に含まれる電気代の決算額が2,900万円台であったが、今年度の決算見込みでは約4,000万円となっている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「上水道と工業用水道では年間総配水量がかなり違うが、補正額が同程度である理由を伺う」との質疑に対しまして、「上水道は、工業用水道のポンプに比べ口径は若干小さいが、三ツ石調整池へ水を送るための送水ポンプに加え、小瀬川から水をくみ上げて、ろ過池へ水を入れるための取水ポンプもある。また、上水道は、配水池が工業用水道に比べて高い位置にあることやポンプの稼働時間が長いこと、さらに三ツ石調整池に紫外線消毒装置があることなどにより、電気の使用量が多いためである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「玖波雨水排水ポンプ場事業計画に要する経費の債務負担行為の期間を延長する理由を伺う」との質疑に対しまして、「広島県が計画している県道大竹湯来線道路改築事業に伴って、玖波の雨水排水ポンプ場が支障になり、移設をする必要がある。玖波雨水排水ポンプ場は、その位置が都市計画や下水道事業計画に定められており、計画の変更が必要である。今年度、業務発注して作業を行っているが、ポンプ場の位置や規模等の検討、または関連する県道改築計画との協議、調整に時間を要しており、期間を延長したい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案13件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

○14番（日域 究） 申し訳ありません、取り下げます。

○議長（賀屋幸治） ただいま取り下げの申し出がありました。

他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本13件を一括採決いたします。

本13件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本13件は原案可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日から3月23日までの14日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月23日までの14日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日11時20分から第1委員会室において、正副委員長互選のため、予算特別委員会を開催いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。関係者はお含みの上、御参集ください。

3月24日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

1 1 時 0 5 分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月9日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 末 広 天 佑